

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休むに當り
たるとは、その翌日)

目次

◇告 示 保険医の登録
保険医療機関等の指定
結核予防法による医療機関の指定

◇告 示 昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正
昭和四十六年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

告示

鳥取県告示第七百十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年九月三日 鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
濟 昭道	米子市灘町三丁目 九五ノ一	鳥医 第一六一二号	昭和四十六年 八月十三日

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
鳥医院 末恒出張診療所	鳥取市伏野 一七〇九の一	外科、内科、呼吸器科	島 重夫	昭和四十六年 八月十四日
天野 医院	東伯郡大栄町由良宿五一三	内科、小児科、産婦人科、外科	天野 守	一日
松本 齒科医院	泉六五七 三朝町今	齒科	松本喜久枝	〃
谷口 齒科医院	留一八一 羽合町久	〃	谷口 昌久	〃 六日
崎 山 藥 局	〃 東伯町大 一 德万三〇三の	〃	崎山 五郎	〃 一日
安田 内科医院	米子市二本木 五三九	内科、循環器科、消化器科、小児科、放射線科	安田 収一	〃
祝 部 医 院	気高郡気高町浜村一の二	外科、整形外科、皮膚科、循環器科、呼吸器科、肛門科	祝部 紀穂	〃
米 増 病 院	倉吉市宮川町二五六	外科、整形外科、胃腸科、放射線科	米増 保	〃

鳥取県告示第七百七十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十六年八月一日	安田内科医院	米子市二本木五三九

鳥取県告示第七百七十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（癩の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県境港水産事務所 境港市米町」を

「鳥取県境港水産事務所 境港市米町」を
鳥取県大山農地開発局 米

に改める。

子市米町一丁目一六〇

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第11条の3第1項の規定に

より、昭和46年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和46年9月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者

2 受験申込手続

(1) 申込受付期間

昭和46年9月16日から昭和46年10月4日まで

(2) 申込みの方法

ア 申込関係用紙の請求先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木

出張所

イ 申込書類の提出

ウ 受験申込書及び受験票

エ 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書検定合格証明書又は宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有することを証明する書類等）

オ 写真1葉（申込前3ヶ月以内に撮影した正面無帽上半身の名刺型のもの）

カ 返信用切手をはり、あて先を明記した封筒

- (3) 受験手数料
 申込書の所定欄に受験手数料として500円の鳥取県収入証紙を必ず
 はること。
 この場合、消印しないこと。
- 3 試験の期日・場所及び携行品
- (1) 試験期日
 昭和46年11月7日(日曜日) 13時から15時まで
- (2) 試験の場所
 第1試験場 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
 第2試験場 鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
- (3) 携行品
- ア 受験票
- イ 鉛筆、小刀、消ゴム等筆記用具
- ウ 関係法令集(書込みのあるもの、解説付のもの及び参考書を除く。)は、試験場へ持込みができる。
- 4 試験の内容及び方法
 宅地建物取引業に関し必要な知識について、筆記試験により行なう。
- 5 合格者の発表
 昭和46年11月下旬に鳥取県公報に公告するほか、合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 受験票は、鳥取県土木部建築課において受験番号を記入し、10月25日頃までに申込者に送付する。
- (2) 受験申込後に住所その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。

- (3) 受験票のない者は、受験できない。
- (4) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。